

○ 財務省告示第二百六十九号
平成二年七月二十五日施行規則(平成十一年大蔵省
政府資金調達事務取扱規則)の規定に基づき、平成
国庫短期証券(第三百八十二回)告示する。
財務大臣 麻生太郎

二 一 発行条件等を次年のとおり告示する。
の法律発行の及び記述
条項及び根拠
の法振の以律社七百第一法会百資十財
債条三四項律計号資四政
第十項、第に金号法
一六、第二關法第十九條昭和二十二年
項第十九條昭和二十二年
第十九條昭和二十二年
一十四号法第十二條第十一項
項五条律一ニ二第十二年
及条第第へ項十一
並六项
第一項十成び年、法
百項、三十に法財律第
三、同条第九年
三十第条第年
下額市札格競い入の規定
用振替法の適

四 三
發行方法
の別
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」による
る参て札發により競争は受けけるも
も加、「と行の者財同一発行に付けるも
にご務時といふに付けるも
よと大にいふに付けるも
るに臣行。競争して行とどし
発応がわく下入行とどし
行募各れ及「札わする、の
へ限國るび価「れる。の
以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の規定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
千 万 円	万 四 四 五 四 千 万 兆 千 四 六 二 九 百 千 千 百 十 二 九 四 七 百 百 十 億 円 六 円 六 十 千 八 四 億 百 九 八 百 十 三 三 十	万 額 七 額 円 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 四 二 百 千 百 九 八 百 億 八 七 十 千 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發		
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價		
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 七 月 二 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 翌 営 業 業 日 日 に に	償 當 還 た だ し と 、 償 五 年 十 、 期 十 つ 。 そ が 月 の 銀 二 行 休 業 業 日 日 に に	た 成 二 行 額 を 五 年 十 、 期 十 つ 。 そ が 月 の 銀 二 行 休 業 業 日 日 に に	平 成 二 十 五 年 七 月 二 十 二 日	十 額 七 面 錢 金 六 額 厘 百 二 円 毛 上 の き 九 十 九 れ ぞ 九 れ 九 円 の 円 応 九	額 面 值 七 面 格 金 六 額 百 厘 百 以 円 上 に の つ そ き れ 九 ぞ 十 れ 九 円 の 円 九	す 成 。 整 數 十 五 年 七 月 二 十 二 日	額 の 記 錢 又 十 倍 五 年 七 月 二 十 二 日	の 記 錢 又 十 倍 五 年 七 月 二 十 二 日

十額募十額 平す額の振
七面価七面 成るの記替
錢金格錢金 二。整載法
六額六額 十数又の
厘百厘百 五年倍は規
二円以円 年の記定
毛以上に 七年金録に
つのつ 七月額はよ
きそき 二十二月に、る
九れ九 よ最振
十ぞ十 二日る低替
九れ九 も額口
円の円 の面座
九応九 と金簿